



12月決算企業の営利事業所得税(法人税)の中間納付について

12月決算企業の営利事業所得税の中間納付の時期になりましたので、中間納付制度についてご説明いたします。特に今年度は税制改正により税率が変更になっているためご注意ください。

1. 概要

営利事業所得税の中間納付及び申告は営利事業者の義務とされています。

2. 中間納付及び申告に関する規定

(1) 納付期間について

企業の法人税の中間納付期間は、原則として9月1日から9月30日までとされています。

なお、上記は12月決算企業を前提としており、その他の決算月の企業の中間納付期間については、期首から9カ月目にあたる月に中間納付を行う必要があります。例えば、3月決算の企業の場合、12月1日から12月31日までに中間納付を完了させる必要があります。

(2) 納付税額計算及び申告方法について

① 一般申告

納付税額:

2018年度確定申告納付税額の2分の1

申告方法:

中間納付税額申告書を作成し、中間納付税額領収書及び税額控除証明書類を添付し、管轄税務機関に申告します。

ただし、投資税額控除、行政救済未控除税額及び源泉税額を中間納付税額から控除しない場合は、中間納付税額を納付することで、中間納付税額の申告が免除されます。納付には、以下の「電子申告納税サービス」ウェブサイトにて納付書をプリントアウトできます。

<https://www.etax.nat.gov.tw/etwmain/front/E-TW144W3>

営利事業者の各種控除前の中間納付税額がNT\$2,000以下の場合、中間納付が免除されます。

② 実額申告

納付税額:

青色申告適用事業者または公認会計士の税務監査を受ける事業者については、所得税法に基づいて計算した2019年度上半期(6カ月間)の課税所得額に当年度の法定税率を乗じた金額をもって中間納付税額とすることができます。例えば、当期の業績が前期より低調で①の一般申告による納付額より②の実額申告による納付額の方が少ない等の場合には、実額申告により中間納付及び申告を行うことができます。

2019年度の営利事業所得税の税率は20% (課税所得がNT\$50万以下の場合は19%)です。徴収免除額を含めてまとめると下表の通りです。

年度	年間課税所得額 (P)	営利事業所得税額 (T)
2019 年度	$P \leq 120,000$	徴収免除
	$120,000 < P \leq 193,548$	$T = (P - 120,000) / 2$
	$193,548 < P \leq 500,000$	$T = P \times 19\%$
	$500,000 < P$	$T = P \times 20\%$

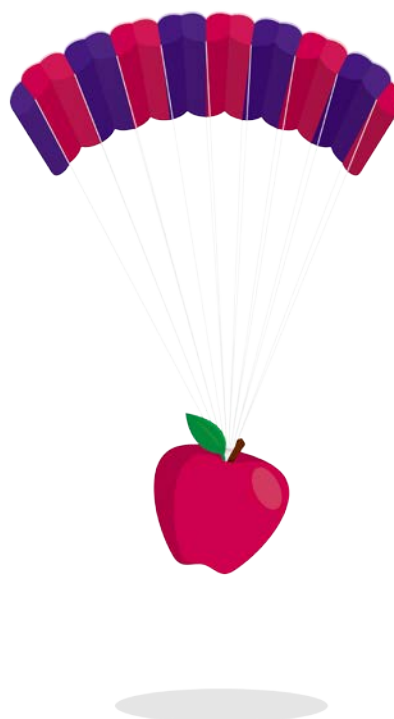
申告方法:

中間納付税額申告書を作成し、中間納付税額領収書及び税額控除証明書類を添付し、管轄税務機関に申告します。

(3) 中間納付税額からの外国税額控除

2つの申告方法のうち②実額申告の場合、2014年度の中間納付から企業が上半期に外国で納めた税額(注)については控除限度額内において控除することができることとされました(財政部通達台財税字第10300588330号)。なお、控除する場合、当該源泉地等にて発行された(台湾領事館等の認証済)証憑を税務機関に提出する必要があります。

(注) 控除対象となる外国税額は、中華民国国外及び中国を源泉とする所得に対して当該源泉地等で納付された所得税を言う。



KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F
Tel : 02 8101 6666
Fax : 02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号
Tel : 03 579 9955
Fax : 03 563 2277

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F
Tel : 04 2415 9168
Fax : 04 2259 0196

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F
Tel : 06 211 9988
Fax : 06 229 3326

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6
Tel : 07 213 0888
Fax : 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)
Fax : 02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584
E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2) 8758 9751 内線番号 : 16991
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

kpmg.com/tw

© 2019 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.